

「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針

【水害リスクライン(水位予測情報)の活用について】

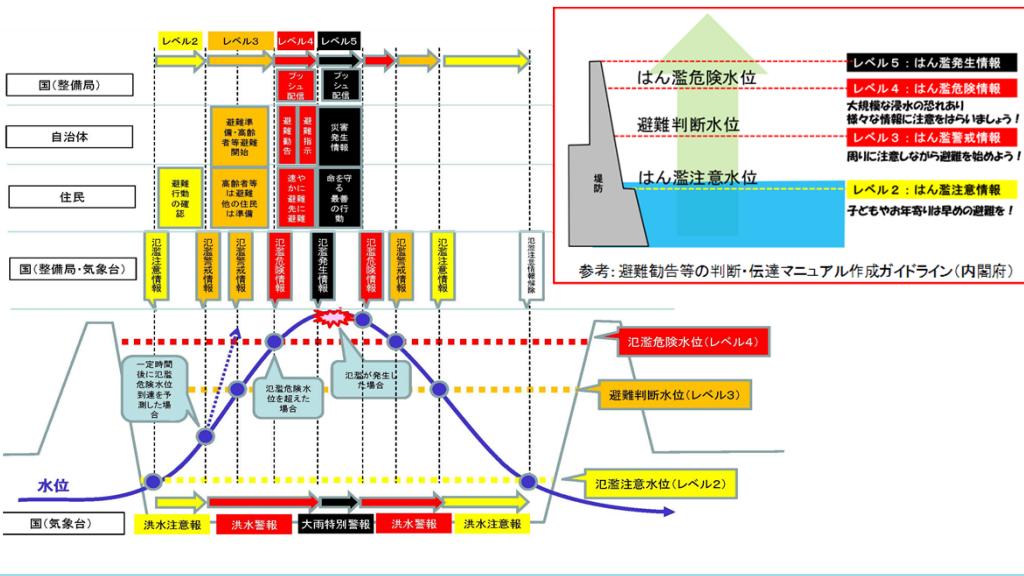
令和2年5月22日

豊橋河川事務所

水害リスクライン(水位予測情報)の活用について

洪水予報による周知水位をレベル化

災害の切迫感をわかりやすく住民に伝えることを目的として、河川洪水予報と警戒レベルの関連を明確化。



水害リスクラインの主な機能

- 自治体向けには実況の危険区間に加えて6時間先までの予測水位に応じた危険区間を確認でき、事前に優先的に避難情報を発令する地区等を把握可能。
- 危険区間に加えて越水・溢水、堤防決壊時の浸水想定区域も確認可能。

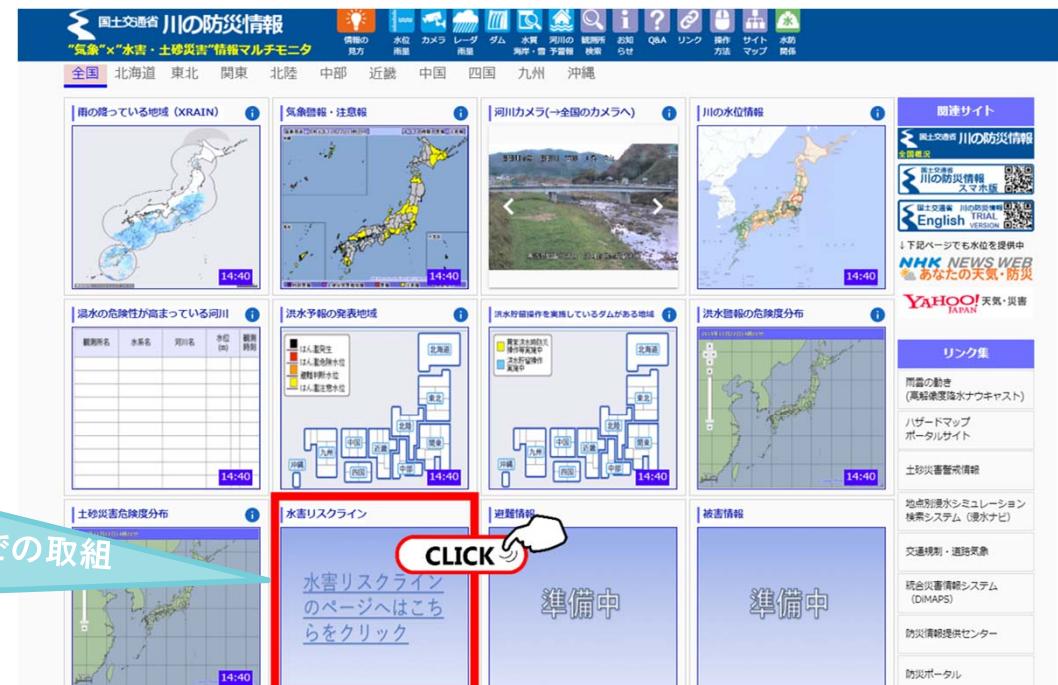


豊橋河川での取組

水位予測の一般住民への周知

水害リスクラインの概要

- 国土交通省では洪水時の水位予測精度の高度化を進めるとともに、予測結果等を元に災害の切迫性を分かりやすく伝える取組の一つとして、**上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる【水害リスクライン】**による水位情報の提供を開始。
- リスクラインの表示は、今年度より運用が開始された**避難行動・情報の警戒レベル**と一致。
- 水害リスクラインを確認することで、住民は**近傍河川の危険度の切迫性**を確認でき、自治体は**予測水位に応じてどの地区から順次避難情報を発信すべきか**等の判断に資する。
- 現在、国土交通省管理の109水系の内、50水系にて水害リスクライン提供サイトの運用を開始しており、今年度中には矢作川水系、豊川水系についても運用開始予定。



[http://www.river.go.jp/portal/#80 \(川の防災情報より移動可能\)](http://www.river.go.jp/portal/#80)

「氾濫が発生したもよう」情報の発信について

R2.5

- 令和元年東日本台風(台風19号)において、堤防決壊等の現地確認ができないこと等による氾濫発生情報の出し遅れや出し忘れが発生



- 地域住民に迅速に氾濫情報を伝えるため
 - ①住民からの連絡やSNS等により決壊・越水の発生情報を入手
 - ②監視カメラ・水位計を設置しておらず(故障も含む)現地確認ができない
 - ③更に水防団等による直接的な現地確認もできない
 - ④近傍の監視カメラ・水位計等による流況(急激な水位低下等)から、決壊・越水の可能性を認めた場合



「氾濫が発生したもよう」情報を発出

【留意点】

1. 「もよう情報」は、水防法(10条第2項)に基づく「氾濫発生情報」ではなく、事務所からの「任意情報」として発信 (中部地整独自の取り組み)
2. 「もよう情報」は、洪水予警報の連絡先へのFAX等、SNS、ホームページを活用して地域住民へも発信
『●●川で氾濫が発生したもよう(〇〇市〇〇地区付近において(堤防決壊による)氾濫が発生したもよう)。 現在、状況を確認中。
各自安全確保を図るなど、命を守る行動をとってください。』
3. 洪水予警報の連絡先をあらかじめメールやFAXをグループ登録。一度に発信。
4. なお、氾濫等の事実確認ができたら、すみやかに水防法に基づく「氾濫発生情報」を発信

■「氾濫発生もよう」情報の発信文案

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
令和〇年〇月〇〇日
国土交通省中部地方整備局
〇〇河川事務所

〇〇川で、(堤防決壊による)氾濫が発生したもよう

1. 内容
〇〇水系〇〇川の●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生したとの情報が〇〇時頃寄せられ、また、周辺の水位計等においても、河川水位の異常な変動(急激な水位低下等)が確認されたため、氾濫発生したもよう情報を出しました。現在、事実確認中です。
※本情報は、水防法(10条第2項)に基づく「氾濫発生情報」ではありません。
堤防決壊等の事実確認ができましたら、河川法に基づく氾濫発生情報の発信、及びブッシュ配信を実施します。

2. 聞い合わせ先
国土交通省中部地方整備局 〇〇河川事務所
副所長(河川) △△ △△
〇〇課 ▲▲ ▲▲
TEL:052-〇〇〇-〇〇〇〇